

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 23（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、不開示（不存在）とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 29 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、国道 186 号道路改良工事に関する特定住所の解体前の建物及び解体後の残建物の構造計算数値の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、国道 186 号道路改良工事に関する異議申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）の解体前後の構造計算数値（以下「本件対象情報」という。）は、作成又は取得していないため、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、自己情報不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 7 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 23 年 11 月 1 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書（平成 24 年 3 月 13 日付け）及び口頭による意見陳述（平成 24 年 5 月 24 日実施）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）本件建物の半分をばっさりと切り取る、ガス溶接で切断するという極めて荒っぽい工法を取っており、構造計算をした文書が存在しないこと、すなわち構造計算していないということ自体がそもそもあり得ないことである。

（2）広島県知事が説明する構造計算に関する文書は存在しない理由、つ

まり、〇〇に確認してOKを取ったから、構造計算書を作成する必要がなかったという事実はなく、この説明は虚偽のものである。

私や誰でもが納得のできる理由で構造計算書が存在しないというならば理解できるが、作成しなくても良いという理由が嘘であれば、存在しないというのも嘘だとしか考えられない。

- (3) 〇〇が当初の設計に用いた構造計算書は、保存年限が経過し、〇〇において破棄されており、1棟の建物の半分も除却する工事であったのだから、県は本件建物を解体するにあたり、構造計算を行うべきであった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書（平成24年2月10日付け）及び口頭による意見陳述（平成24年5月24日実施）で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 構造計算を行う基準について

建物等の移転については、広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準（平成元年10月17日告示第1085号）第28条の規定で、「通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するものとする。」と定められている。

通常妥当と認められる移転方法ないし移転工法の検討及び認定については、専門業者の調査等の結果に基づき、個別具体的に行っており、特に、構造計算の必要性の有無については、専門業者の意見に基づき、個別具体的に判断している。

2 本件建物に関する構造計算について

- (1) 本件建物については、任意交渉の段階において、移転の工法を検討し、建物の一部除却が通常妥当な移転工法と考えられたため、当該建物の施工業者である〇〇に対し、建物調査を行った業者を通して、その工法について確認を行った。

その結果、県が採用しようとした除却による移転工法は、当該建物の構造上問題はなく、物理的・技術的に十分可能であるとの意見をj得ている。

なお、当該建物は、〇〇の独自の設計・工法で建設されたものであるため、構造的な判断は他社等にはできないものである。

したがって、本件建物に対する補償については、一部除却を伴う移転工法が通常妥当な工法と認められ、構造計算を行うことなく、合理的かつ安全に建物の一部撤去工事が実施できるものと判断した。

- (2) 本県が採用しようとした除却（切取改造）工法は、建物調査を行った業者の調査報告書において、「この建物の施工会社である〇〇の技術者に確認したところ、建物を中心付近で切離すことは工法的に十分

可能であるとのことであり、構造的にも合理性を有する。」と記述されているところである。また、〇〇からの切取改造工事のための見積書が同調査報告書には添付されているが、当然、前提条件として、物理的・技術的にこの工法が可能だとの判断が〇〇においてされているものと判断した。

(3) また、収用委員会による裁決を経た後の行政代執行に際しても、任意交渉時の移転工法と同様の一部撤去工事を行ったものであることから、上記のとおり、構造計算の必要性は認められなかった。

以上のことから、本件建物に係る構造計算数値及び関係する行政文書は作成しておらず、よって所持していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、国道 186 号道路改良工事に関する異議申立人所有の建物の解体前後の構造計算数値であり、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、構造計算を行うかどうかの判断基準について、広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準（平成元年 10 月 17 日告示第 1085 号）第 28 条の規定で、「通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するものとする。」と定められており、通常妥当と認められる移転方法ないし移転工法の検討及び認定については、専門業者の調査等の結果に基づき、個別具体的に行っており、特に、構造計算の必要性の有無については、専門業者の意見に基づき、個別具体的に判断していると説明する。

そして、本件の場合、「当該建物の施工業者である〇〇に対し、建物調査を行った業者を通して、その工法について確認を行った。その結果、県が採用しようとした除却による移転工法は、当該建物の構造上問題はなく、物理的・技術的に十分可能であるとの意見を得ている。」ため、「構造計算を行うことなく、合理的かつ安全に建物の一部撤去工事が実施できるものと判断した。」ことから、本件対象情報を作成又は取得していないと主張する。

(2) これに対し、異議申立人は意見書で「広島県知事が説明する『構造計算に関する文書は存在しない』理由、つまり『〇〇に確認してOKを取ったから、構造計算書を作成する必要がなかった』という事実はなく、この説明は虚偽のものである。」ため、「不存在というのも嘘だとしか考えられない。」と主張する。

(3) そこで、当審査会において、建物調査を行った業者の調査報告書を

見分したところ、実施機関が説明するとおり、「この建物の施工会社である〇〇の技術者に確認したところ、建物を中心付近で切離すことは工法的に十分可能であるとのことであり、構造的にも合理性を有する。」という記述が見受けられた。

次に、当審査会において、建物調査を行った業者が〇〇に見積書作成を依頼した際の対応について、同業者が平成14年3月8日付けで実施機関に回答した文書を見分したところ、調査報告書に添付した平面図等を〇〇に渡した上で、同業者が考えた切取改造工法について説明し、これが技術的に可能かどうかの検討と、可能な場合はその見積書を作成するように依頼した内容が記載されていた。

これらの状況から、実施機関が構造計算を行わなかったとする理由が、不自然であるとまでは言えない。

また、上記の事実については裁判所により、異議申立人が提訴した損失補償請求事件において、概ね認定されているところである。

以上のことから、「一部除却を伴う移転工法が通常妥当な工法と認められ、構造計算を行うことなく、合理的かつ安全に建物の一部撤去工事が実施できるものと判断した。」とする実施機関の主張は不合理なものではなく、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 12. 22	・ 諮問を受けた。
24. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 2. 10	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
24. 2. 15	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 3. 14	・ 異議申立人から意見書を收受した。
24. 3. 15	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 19 (平成24年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 24 (平成24年度第2回第2部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
24. 6. 14 (平成24年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授